

助け合いの力を高める

近年、全国的に自然災害が発生しています。高齢者や障がい者などの避難困難者に対する支援をどのように進めるかが課題となっています。

災害時要援護者支援とは

地震や水害などの災害の際に、支援や手助けが必要な高齢者、障がい者などの避難が困難な人（要援護者）を地域のみならず守ろうという取り組みです。

このためには、住んでいるところや、どのような支援が必要かを事前に把握し、「支援する側」と「支援される側」とで互いに申し合わせておくことが必要です。

災害時見守りカード

町内や集落などの自治会、自主防災会が、要援護者の緊急連絡先や避難時の支援体制を決めるなどの取り組みを行っています。市では要援護者の家族の連絡先や病気の有無、避難時の支援者などの情報を、「災害時見守りカード」にまとめ、自治会や民生委員と共有しています。今

年度も、自治会などが中心となって新たな要援護者の把握や見守りカード作りを行う予定です。

顔のわかる人との助け合い

災害時には、要援護者は孤立し、不安になります。このような場合に頼りになるのが、町内・集落の顔見知りの人やご近所の人です。

普段から地域の人と積極的に「コミュニケーション」を図りながら、助け合いの力を高め、災害時要援護者支援の体制づくりを進めましょう。



● 問い合わせ

介護高齢課高齢福祉係
☎ 53・2111 (内線367、368)

備えて安心！

救急医療情報キットを準備しよう

◎ 救急医療情報キットとは

万一の救急時に、救急隊員や医療機関が速やかに対応できるように高齢者や障がい者の情報を備えておくキットです。「かかりつけ医」「おくすりカード」「持病」などの医療情報や、「診察券」「健康保険証」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫のドアポケットに保管します。



◎ 申請方法

介護高齢課または各支所地域振興課の窓口に申請書を提出してください。担当が救急情報の作成をお手伝いします。ご親族など代理人の申請もできます。窓口にお越しになるのが困難な人は、ご連絡ください。

○ 持ち物

- ① 印鑑（認印）
- ② 緊急の時に連絡する人の住所・氏名・電話番号
- ③ 健康保険証
- ④ 救急医療情報キット申請書

（介護高齢課および各支所地域振興課にあります）

◎ 申請受付

平成27年8月3日(月)から

◎ その他

救急医療情報キットは申請受け付け後、救急情報を作成した後にお渡します（無料です）。これまでの「救急情報シート」は、「救急医療情報キット」と交換してください。

無料で作成できますので、この機会にぜひ準備しましょう



高齢福祉係 遠山

● 問い合わせ

介護高齢課高齢福祉係
☎ 53・2111 (内線367)